

別紙 2（実施要領第 10 関係） 財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設整備等の分類	財産の名称、構造等	
専用機械（導入）	いぐさ移植機（乗用又は自走式のものに 限る。）及び移植苗処理装置 いぐさ色彩選別機 畳表織機（高品質畳表製織機能及びQRコー ドタグ挿入装置を付帯したものに限る。）	7 年
専用機械（機能強化）	いぐさ乾燥機（機能強化（燃油削減機能） に限る。） 畳表織機（機能強化（高品質畳表製織機能 又はQRコードタグ挿入装置の付帯）に限 る。）	

※その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の定める期間を準用する。

※過去に本事業で導入した財産等の処分制限期間は、導入時の要領による。